

議案第204号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第238号線	27 87	1 11 ～ 1 24	さいたま市桜区大字 五関字水入840番 1地先	さいたま市桜区大字 五関字水入839番 2地先	
B 第465号線	48 35	4 30	さいたま市桜区中島 四丁目362番3地 先	さいたま市桜区中島 四丁目362番4地 先	
C 第126号線	8 97	2 40	さいたま市桜区田島 四丁目1479番地 先	さいたま市桜区田島 四丁目1479番地 先	
J 第234号線	58 00	1 20	さいたま市緑区大字 三室字西宿1246 番地先	さいたま市緑区大字 三室字西宿1246 番地先	
21290号線	74 10	1 82	さいたま市見沼区大 字片柳字原山111 0番5地先	さいたま市見沼区大 字片柳字原山119 4番1地先	
2302号線	120 46	1 82	さいたま市岩槻区大 字本宿字西359番 3地先	さいたま市岩槻区大 字本宿字西359番 1地先	
2466号線	338 33	2 57 ～ 5 03	さいたま市岩槻区西 町二丁目4637番 2地先	さいたま市岩槻区西 町二丁目4696番 1地先	